

基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。

3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならない。

4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。
(第三者の訴訟参加)

第二十二条 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者的申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができない。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならぬ。

3 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる。

4 第一項の規定により訴訟に参加した第三者については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

5 第一項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第四十五条第三項及び第四項の規定を準用する。

(行政庁の訴訟参加)

裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかなければならぬ。

3 第一項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。

(積み処分の特則)

第二十三条の二 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をることができる。

1 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料(次項に規定する審査請求に係る事件の記録を除く。)であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求める。

2 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。

2 裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をることができる。

1 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求める。

2 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

4 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5 第二項の決定は、疎明に基づいてする。

6 第二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

7 第二項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

(事情変更による執行停止の取消し)

裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならない。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止を止め、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。

5 第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

6 内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

(執行停止等の管轄裁判所)

その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所は、本件の係属する裁判所とする。

(裁量処分の取消し)

第二十八条 執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本件の係属する裁判所とす
(執行停止に関する規定の準用)

1 第二十九条 前四条の規定は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

(特別の事情による請求の棄却)

裁判所は、その処分を取り消すことができる。

2 第三十一条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受けた損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に

基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。

3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならない。

4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(第三者の訴訟参加)

第二十二条 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者的申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができない。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならない。

3 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる。

4 第一項の規定により訴訟に参加した第三者については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

5 第一項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第四十五条第三項及び第四項の規定を準用する。

(行政庁の訴訟参加)

裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。

(積み処分の特則)

第二十三条の二 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をることができる。

1 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料(次項に規定する審査請求に係る事件の記録を除く。)であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求める。

2 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。

2 裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をことができる。

1 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求める。

2 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

4 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5 第二項の決定は、疎明に基づいてする。

6 第二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

7 第二項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

(事情変更による執行停止の取消し)

裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならない。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止を止め、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。

5 第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

6 内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

(執行停止等の管轄裁判所)

その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所は、本件の係属する裁判所とする。

(裁量処分の取消し)

第二十八条 執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本件の係属する裁判所とす
(執行停止に関する規定の準用)

1 第二十九条 前四条の規定は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

(特別の事情による請求の棄却)

裁判所は、その処分を取り消すことができる。

2 第三十一条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受けた損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に

		適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の本文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。
2		裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。
3		終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。
		(取消判決等の効力)
第三十二条	1	処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。
2		前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。
第三十三条	1	処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他関係行政庁を拘束する。
2		申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。
3		前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。
4		第一項の規定は、執行停止の決定に準用する。
		(第三者の再審の訴え)
第三十四条	1	処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。
2		前項の訴えは、確定判決を知った日から三十日以内に提起しなければならない。
3		前項の期間は、不变期間とする。
4		第一項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができない。
		(訴訟費用の裁判の効力)
第三十五条	1	国又は公共団体に所属する行政庁が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政庁が所属する国又は公共団体に対し、又はそれらの者のために、効力を有する。
		第二節 その他の抗告訴訟
		(無効等確認の訴えの原告適格)
第三十六条	1	無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他の当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。
2		(不作為の違法確認の訴えの原告適格)
第三十七条	1	不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる。
第三十七条の二	1	第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がさられないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときにより重大な損害を生ずるおそれがあることにより重大な損害を生ずるおそれがある。
2		裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。
3		第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。
4		前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第一項の規定を準用する。

		義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付け訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超えることはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判断をする。
第三十七条の三	1	当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であることを。
2		当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないと。
3		前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。
4		第一項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄は、第三十八条第一項において準用する第十二条の規定にかかるわらず、その定めに従う。
5		第一項第一号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え
6		二 第一項第二号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え
7		三 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないでなければならない。
8		四 義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定からかわらず、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判断をする。
9		五 第四項の規定にかかるわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる。この場合において、裁判所は、当該訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聴いて、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。
10		六 第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずるものと認められるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。
11		(差止めの訴えの要件)
第三十七条の四	1	差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。
2		裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。

3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつ
き法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴え
に係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべき旨を命ずることを求めるにつ
くは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁
決をすることがその裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所
は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

(仮の義務付け及び仮の差止め)

第三十七条の五 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又
は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、か
つ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行
政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること（以下この条において「仮の義務付け」とい
う）ができる。

2 差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされるこ
とにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理
由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は
裁決をしてはならない旨を命ずること（以下この条において「仮の差止め」という）ができる。

3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、する
ことができない。

4 第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規
定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5 前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する
第二十六条第一項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該
仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

(取消訴訟に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条
まで、第二十四条、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用
する。

2 第十条第二項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁
決に係る抗告訴訟を提起することができる場合に、第二十条の規定は、処分の無効等確認の訴
えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟に併合して提起する場合に準用
する。

3 第二十三条の二、第二十五条から第二十九条まで及び第三十二条第二項の規定は、無効等確認
の訴えについて準用する。

4 第八条及び第十条第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

第三章 当事者訴訟

(出訴の通知)

第三十九条 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で、法令の規定
によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所は、当該処分
又は裁決をした行政庁にその旨を通知するものとする。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)

第四十条 法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、
正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起することができる。

2 第十五条の規定は、法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟について準用する。

(抗告訴訟に関する規定の準用)

第四十一条 第二十三条、第二十四条、第三十三条第一項及び第三十五条の規定は当事者訴訟につ
いて、第二十三条の二の規定は当事者訴訟における処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提
出について準用する。

2 第十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る訴訟と
が各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定は、これらの
訴えの併合について準用する。

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

(訴えの提起)

第四十二条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起
することができる。

(抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用)

第四十三条 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第九条及
び第十条第一項の規定を除き、取消訴訟に關する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第三十六条の
規定を除き、無効等確認の訴えに關する規定を準用する。

3 民衆訴訟又は機関訴訟で、前二項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条及び第四
十条第一項の規定を除き、当事者訴訟に關する規定を準用する。

第五章 補則

(仮処分の排除)

第四十四条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為について、民事保全法（平成元年法
律第九十一号）に規定する仮処分をすることはできない。

(処分の効力等を争点とする訴訟)

第四十五条 私法上の法律関係に關する訴訟において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有
無が争われている場合には、第二十三条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定を準用する。

2 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項
の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力
の有無に關するものに限り、提出することができる。

3 第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは裁決の存否又はその効
力の有無に關する争いがなくなったときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

4 第一項の場合には、当該争点について第二十三条の二及び第二十四条の規定を、訴訟費用の裁
判について第三十五条の規定を準用する。

(取消訴訟等の提起に關する事項の教示)

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分
又は裁決の相手方に對し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分
を口頭でする場合は、この限りでない。

1 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

2 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

3 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを

提起することができる旨の定めがあるときは、その旨

行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に對してのみ取消訴訟を提起するこ
とができる旨の定めがある場合において、当該処分の相手方に對し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、
この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に關する訴訟で法令の規定
によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をす
る場合には、当該処分又は裁決の相手方に對し、次に掲げる事項を書面で教示しなければなら
い。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

1 当該訴訟の被告とすべき者

2 当該訴訟の出訴期間

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(行政事件訴訟特例法の廃止)
第二条 行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過措置に関する原則)

第三条 この法律は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項に

も適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

第四条 法令の規定により訴願をすることができる処分又は裁決であつて、訴願を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとの取消訴訟の提起については、この法律の施行後も、なお旧法第二条の例による。

(取消しの理由の制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の規定を適用しない。

(被告適格に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に係属している取消訴訟の被告適格については、なお従前の例によ

(出訴期間に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、なお従前の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三箇月をこえることができない。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条第三項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、なお従前の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

(取消訴訟以外の抗告訴訟に関する経過措置)

第八条 取消訴訟で、この法律の施行の際現に係属しているものの原告適格及び被告適格については、なお従前の例による。

2 附則第五条の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に準用する。
(当事者訴訟に関する経過措置)

第九条 第三十九条の規定は、この法律の施行後に提起される当事者訴訟についてのみ、適用する。
(民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置)

第十条 民衆訴訟及び機関訴訟のうち、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、取消訴訟に関する経過措置に関する規定を、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する経過措置に関する規定を準用する。
(処分の効力等を争点とする訴訟に関する経過措置)

第十一条 第三十九条の規定は、この法律の施行の際現に係属している私法上の法律関係に関する訴訟については、この法律の施行後に新たに処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われるに至った場合にのみ、準用する。
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一一月二二日法律第九一号) 抄

附 則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄
この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七四号) 抄
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、附則第十条の規定 第一号に定める日又は行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号)の施行日のいすれか遅い日

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一條 この法律は、附則第十条の規定 第一号に定める日又は行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号)の施行日のいすれか遅い日

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、附則第十条の規定 第一号に定める日又は行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号)の施行日のいすれか遅い日

(政令への委任)

第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日) この法律は、郵政民営化法の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置

第六十一条 この法律の施行前に第十六条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された旧公社を被告とする抗告訴訟(郵政民営化法第六十六条第一項の規定により承継会社等が承継することとなる業務等(同法第六条第三項に規定する業務等をいう。以下同じ。)に関するものに限る。)の管轄については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年五月二五日から施行する。(施行期日)

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項に関する部分に限る。)、第八

条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十三条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。(施行期日)

第三十九条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された公庫を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項に関する部分に限る。)、第八

条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十三条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。(施行期日)

第三十九条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された公庫を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められる日から施行する。

一及び二 略

三 附則 第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

(行政事件訴訟法の一
部改正に伴う経過措置)

第四十三条 前条第一号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された政投銀を被告とする抗告訴訟(附則第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)の管轄については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

一及び二 略

三 行政事件訴訟法別表総合研究開発機構の項

第三十五条 旧法適用期間の経過前に附則第三十一条第二号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定(旧法適用期間中にあつては、前条第三号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき提起された機構を被告とする抗告訴訟の管轄については、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月二日法律第三九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十一条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(行政事件訴訟法の一
部改正に伴う経過措置)

第二十八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された関西空港会社を被告とする抗告訴訟(附則第六条第二項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く。)の管轄については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年八月一〇日法律第九四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二一日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十六年五月二一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)を含む。の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附 則) (平成二七年七月一七日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三条、第一百六条、第一百七条、第一百十条（第八十条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第一百十二条（第十二号に係る部分に限る。）、第一百十四条及び第一百五十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。（政令への委任）

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定（政令への委任）

第二百二十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年五月一九日法律第三二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第十三条、第十八条、第五章及び第七章並びに附則第四条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条の規定（政令への委任）

定める日

附 則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年一一月二九日法律第七九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八条の規定（政令への委任）

第一 条 附則第六十八条の規定（政令への委任）

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条の六十六第一項、第九十二条の三第三項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第二項、第一百七条第一項及び第一百十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十一条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八条の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定（政令への委任）
第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
別表（第十二条関係）
名称 沖縄科学技術大学院大学学園 沖縄振興開発金融公庫 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号） 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号） 外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (平成二十八年法律第八十九号) 株式会社国際協力銀行 株式会社日本政策金融公庫 株式会社日本貿易保険 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号） 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号） 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号） 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号） 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成十五年法律第一百一二号） 国立大学法人 国立大学法人法（平成十五年法律第一百一二号）

新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第一百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）